

第16号議案

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成31年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一
部を改正する条例

八王子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成2
6年八王子市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u> (6)～(10) (略)	(職員) 第11条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 (6)～(10) (略)

4・5 (略)

4・5 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。